

日ラグ協発第 18-770

平成 30 年 12 月 20 日

関東ラグビーフットボール協会

会長 水谷 眞 様

関西ラグビーフットボール協会

会長 坂田 好弘 様

九州ラグビーフットボール協会

会長 森 重隆 様

(公財)日本ラグビーフットボール協会

専務理事 坂本 典幸



競技規則の改正(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則につきまして、ワールドラグビーよりこのほど、下記の通り条文改正に関する通達が出されました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

2018 年 11 月 14 日に開催されたワールドラグビー理事会にて、定款に従って、以下、競技規則 6.28 に関する条文修正が決定された:

ワールドラグビー競技規則の改正 (条文改正)

(1) 競技規則 6.28

適切に訓練され、かつ、応急処置、または、(ピッチサイドにおける)救急処置の資格を持つ者は、立ち入りが安全な時であればいつでも、負傷したプレーヤーを看護するために競技区域に立ち入ることができる。

(2018 年 5 月 29 日に発信されたルーリング 2018-4 を反映した修正)

以上